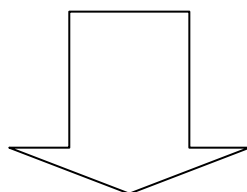


独法の中期目標期間終了時見直しについて

平成 16 年 6 月

- ・ 独立行政法人にとって、中期的な目標管理と、目標期間終了時の組織・業務全般にわたる厳格な見直しは制度の根幹。
- ・ 中央省庁等改革で設立された独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しが 17 年度に集中（16 年度 3 法人、17 年度 53 法人）



17 年度末までに中期目標期間が終了する法人の組織・業務全般の見直しを 16 年夏から着手し、16 年中に相当数（約半数）について結論を得る

特殊法人等改革推進本部参与会議メンバーの協力を求める

- ・ 事務・事業全般について、厳格な見直し
- ・ 中期目標、中期計画について、厳しく具体的なものとする

独立行政法人に関する有識者会議について

平成 16 年 6 月 17 日
行政改革推進本部長決定

- 1 「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(平成 15 年 8 月 1 日閣議決定)に基づき、主務大臣は見直し内容を決定するに当たり、当本部の議を経ることとされている。

当本部としては、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」(平成 16 年 6 月 4 日閣議決定)の第 1 部 2 .(3)を踏まえ、平成 17 年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人に関する主務大臣の見直し内容の適切な判断に資するために、特殊法人等改革での大幅な見直しの経験を踏まえ、特殊法人等改革推進本部参与会議の参与等の有識者を参集し、意見の開陳を求めることとし、このために独立行政法人に関する有識者会議(以下、「会議」という。)を開催することとする。

- 2 会議には、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 3 会議の庶務は、特殊法人等改革推進本部、総務省等の関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、本部長が定める。

中期目標期間終了時に向けた独立行政法人の見直しの概要

(平成15年8月1日 閣議決定)

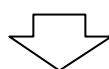
中期目標期間最終年度の
8月

主務大臣は各府省評価委員会の意見を踏まえ、組織・業務全般の見直し案を作成し、予算等を要求。



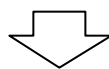
10月頃

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会は、中期目標期間終了時の見直しの勧告の方向性等を指摘。



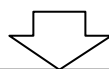
11月頃

主務大臣は総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の上記指摘を踏まえ、見直し内容を検討。
与党・査定当局は上記指摘を踏まえた見直し内容について、ヒアリング・調整等。



12月

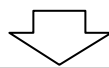
政府行政改革推進本部において主務大臣は見直し内容を説明、その議を経た上で決定。



1月

3月

主務大臣は(法改正が必要な場合)独法個別法改正案を検討・提出
主務大臣・各法人は次期中期目標・中期計画を策定。



4月

新しい中期目標期間開始

また、本閣議決定で以下の内容を見直しの基準として決定。

独立行政法人の業務全般にわたる見直しの視点

事務及び事業の改廃に係る具体的措置

組織形態に関する見直しの具体的措置

中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて（抜粋）

平成 15 年 8 月 1 日
閣 議 決 定

2. 概算要求及び概算決定に向けた取組

主務大臣は、1. の勧告方針に即して審議会が勧告又は勧告の方向性等の指摘を行うこととなることを踏まえ、基準 2（事務及び事業の改廃に係る具体的措置）及び 3（組織形態の見直しに係る具体的措置）に掲げる具体的措置を盛り込んだ独立行政法人の組織・業務全般の見直しについての当初案を作成し、その実現に向けて当該独立行政法人に係る国の予算の要求を行うこととする。

また、審議会は、見直し内容が中期目標期間の開始年度に係る予算に反映できるよう早期に、具体的には当該独立行政法人に係る国の予算の編成作業に間に合うタイミングで、主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性等の指摘を行うものとする。

主務大臣は、 予算編成の過程において、審議会による勧告の方向性等の指摘の趣旨が最大限いかされるように見直し内容を検討し、概算要求を行った見直し案に対して所要の修正を加えた上、予算概算決定の時までに、行政改革推進本部に説明し、その議を経た上で決定するものとする。 その際、行政改革推進本部は審議会の意見を聴かなければならない。

(別紙)

中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに係る基準

3 独立行政法人の組織形態に関する見直しに係る具体的措置

(1) 業務の大部分又は主たる業務が廃止され、又は民間その他の運営主体に移管された独立行政法人について、当該法人を廃止した場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を廃止する。

法人を廃止しない場合であっても、業務の大部分又は主たる業務の廃止又は他の運営主体への移管に伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

(2) 業務の採算性が高く、かつ国の関与の必要性が乏しい法人、企業の経営による方が業務をより効率的に継続実施できる法人又は民間でも同種の業務の実施が可能な独立行政法人について、当該法人を民営化した場合にどのような具体的問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合には、当該法人を民営化する。

法人を民営化しない場合であっても、業務の大部分について民営化することに伴い、当該法人の組織を大幅にスリム化する。

(3) 特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合にどのような問題が生じるのかを具体的かつ明確に説明できない場合、当該法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする。

独立行政法人の今後の中期目標等について

平成十五年八月一日（金）閣議
小泉内閣総理大臣発言要旨

今の石原大臣の発言を踏まえ、十月一日に設立される独立行政法人の中期目標等が特殊法人改革の趣旨にふさわしいものとなるよう各大臣に先頭に立って作業を指揮いただきたい。

また、既に設立されている独立行政法人の中期目標等についても、今後の見直しの際、同程度に厳しく具体的なものとなるよう、しっかりと指示していただきたい。

経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004（抜粋）

平成 16 年 6 月 4 日 閣議決定

第 1 部 「重点強化期間」の主な改革

2. 「官の改革」の強化

（3）行政改革

- ・中央省庁等改革で設立された独立行政法人について、中期目標期間の終了に伴う組織・業務全般の整理縮小、民営化等の検討に平成 16 年夏から着手する。その際、特殊法人等改革推進本部参与会議の協力も得て、平成 16 年中に相当数について結論を得る。また、独立行政法人の運営費交付金について、透明性を向上させ、説明責任を確保する。

新たな行政改革大綱に向けて与党申し入れ（抜粋）

平成 16 年 6 月 9 日

3 政府関係法人の徹底したスリム化

(1) 独立行政法人の組織・業務全般の見直し

中期目標期間終了時の厳格な見直し

独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しに当たっては、「民間にできることは民間に委ね、地方にできることは地方に委ねる」との原則の下、法人の廃止・民営化、類似業務を行う法人の統合、業務の民間・地方移管も含め、組織・業務全般について極力整理縮小する方針で見直すほか、運営費交付金について、透明性を確保し、説明責任を厳しくすること。また、国家公務員型の独立行政法人については、効率的に行政目的を達成するために、中期目標期間終了時の見直しの際、非公務員型とした場合の問題を具体的かつ明確に説明できない場合には、非公務員型に移行すること。

見直しの結果、新中期目標期間に移行する場合であっても、主務大臣および独立行政法人は、新中期目標・中期計画等を特殊法人等から移行した法人と同程度に厳しくかつ具体的なものとするとともに、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の勧告に沿ったものとする

平成 17 年度見直しの前倒し実施

中央省庁等改革で設立された法人の中期目標期間終了時の見直しが平成 17 年度に集中し、当該見直しを制度の中核とする独立行政法人制度の真価が問われることとなる。したがって、の観点からの見直しを円滑かつ効果的に実施していくため、相当数の法人について 1 年前倒しで平成 16 年中に結論を得ることとし、そのため主務大臣は同年 8 月末までを目途に見直しの素案を策定したうえ、速やかに提示することとすること。

独立行政法人の見直しの前倒し等について

平成16年6月21日
独立行政法人の見直しに関する
各府省担当課長会議申合せ

1. 各府省は、平成17年度末までに中期目標期間が終了する56法人について、組織・業務全般の抜本的見直しの観点からの審議を独立行政法人評価委員会に対して依頼することとし、その結果等も踏まえ、見直しの素案を本年8月末日途に準備することとする。
2. 56法人のうち、平成16年中に見直しの結論を得る「相当数」の法人は、作業を平準化するとともに効果的な見直しを行う観点から、半数を目途に選定するものとする。
3. 本年中に結論を得る「相当数」の法人の選定は、効果的な見直しが可能となるよう、以下の考え方も踏まえ、総務省行政評価局及び行政管理局とも十分に協議した上で、9月末までに行うこととする。

業務内容が類似する法人

業務の対象分野が類似する法人

その他平成16年中に結論を得ることが適切だと考えられる法人(重要な法改正が必要など)

独立行政法人の見直しに関する各府省担当課長会議出席者

(敬称略)

内閣官房	内閣官房副長官補付内閣参事官	中村 明雄
	行政改革推進事務局 特殊法人等改革推進室参事官	美並 義人
総務省	行政管理局管理官	鷲見 周久
	行政評価局評価監視官	若生 俊彦
内閣府	政策評価官	武川 恵子
防衛施設庁	労務部労務管理課長	佐藤 重幸
総務省	官房総務課長	岡本 全勝
財務省	官房文書課企画調整室長	中井 徳太郎
文部科学省	官房総務課長	山中 伸一
厚生労働省	官房総務課長	森山 寛
農林水産省	官房文書課長	吉村 馨
経済産業省	官房政策評価広報課長	内山 俊一
国土交通省	官房総務課長	本田 勝
環境省	総合環境政策局総務課 環境研究技術室長	齊藤 眞

中期目標期間終了時特別独立行政法人

参考資料5

平成15年度末【1法人】 (平成16年3月31日)	独立行政法人教員研修センター		
平成16年度末【3法人】 (平成17年3月31日)	独立行政法人国立公文書館	独立行政法人日本貿易保険	独立行政法人産業技術総合研究所
平成17年度末【53法人】 (平成18年3月31日)	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構 独立行政法人酒類総合研究所 独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター 独立行政法人国立少年自然の家 独立行政法人物質・材料研究機構 独立行政法人国立美術館 独立行政法人国立健康・栄養研究所 独立行政法人農林水産消費技術センター 独立行政法人肥飼料検査所 独立行政法人林木育種センター 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構 独立行政法人農業工学研究所 独立行政法人森林総合研究所 独立行政法人工業所有権総合情報館 独立行政法人建築研究所 独立行政法人港湾空港技術研究所 独立行政法人海技大学校 独立行政法人航空大学校	独立行政法人情報通信研究機構 独立行政法人国立特殊教育総合研究所 独立行政法人国立女性教育会館 独立行政法人国立国語研究所 独立行政法人防災科学技術研究所 独立行政法人国立博物館 独立行政法人産業安全研究所 独立行政法人種苗管理センター 独立行政法人農薬検査所 独立行政法人さけ・ます資源管理センター 独立行政法人農業生物資源研究所 独立行政法人食品総合研究所 独立行政法人水産総合研究センター 独立行政法人製品評価技術基盤機構 独立行政法人交通安全環境研究所 独立行政法人電子航法研究所 独立行政法人航海訓練所 独立行政法人国立環境研究所	独立行政法人消防研究所 独立行政法人大学入試センター 独立行政法人国立青年の家 独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人放射線医学総合研究所 独立行政法人文化財研究所 独立行政法人産業医学総合研究所 独立行政法人家畜改良センター 独立行政法人農業者大学校 独立行政法人水産大学校 独立行政法人農業環境技術研究所 独立行政法人国際農林水産業研究センター 独立行政法人経済産業研究所 独立行政法人土木研究所 独立行政法人海上技術安全研究所 独立行政法人北海道開発土木研究所 独立行政法人海員学校
平成18年度末【8法人】 (平成19年3月31日)	独立行政法人国際協力機構 独立行政法人労働政策研究・研修機構 自動車検査独立行政法人	独立行政法人国際交流基金 独立行政法人日本貿易振興機構 独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人科学技術振興機構 独立行政法人原子力安全基盤機構
平成19年度末【30法人】 (平成20年3月31日)	独立行政法人国民生活センター 独立行政法人平和祈念事業特別基金 独立行政法人通関情報処理センター 独立行政法人日本スポーツ振興センター 独立行政法人理化学研究所 独立行政法人勤労者退職金共済機構 独立行政法人農畜産業振興機構 独立行政法人緑資源機構 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 独立行政法人水資源機構	独立行政法人北方領土問題対策協会 独立行政法人造幣局 独立行政法人日本万国博覧会記念機構 独立行政法人日本芸術文化振興会 独立行政法人福祉医療機構 独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 独立行政法人農業者年金基金 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備機構 独立行政法人空港周辺整備機構	独立行政法人統計センター 独立行政法人国立印刷局 独立行政法人宇宙航空研究開発機構 独立行政法人日本学術振興会 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 独立行政法人雇用・能力開発機構 独立行政法人農林漁業信用基金 独立行政法人情報処理推進機構 独立行政法人国際観光振興機構 独立行政法人海上災害防止センター
平成20年度末【13法人】 (平成21年3月31日)	独立行政法人日本学生支援機構 独立行政法人大学評価・学位授与機構 独立行政法人労働者健康福祉機構 独立行政法人中小企業基盤整備機構 独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人海洋研究開発機構 独立行政法人国立大学財務・経営センター 独立行政法人国立病院機構 独立行政法人都市再生機構	独立行政法人国立高等専門学校機構 独立行政法人メディア教育開発センター 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 独立行政法人奄美群島振興開発基金
平成19年度末～21年度末【1法人】(平成20年3月31日～平成22年3月31日)	【平成17年4月設立】 独立行政法人医薬基盤研究所		
平成20年度末～21年度末【1法人】(平成21年3月31日～平成22年3月31日)	【平成17年度中設立】 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構		
平成20年度末～22年度末【1法人】(平成21年3月31日～平成23年3月31日)	【平成18年4月設立】 年金積立金管理運用独立行政法人		

(注) は特定独立行政法人以外の法人(役職員に国家公務員の身分を与えない法人)を示す。